

令和7年度労働保険年度更新手続きのお知らせ

労働保険(労災保険・雇用保険)の令和6年度確定保険料と令和7年度概算保険料の申告・納付期間は、

令和7年6月2日(月)から令和7年7月10日(木) までです。

今年度の年度更新は、令和7年度の雇用保険率が変更されていますのでご注意ください。

なお、労災保険率については変更ありません。

○詳しくは、厚生労働省 HP「労働保険年度更新に係るお知らせ」をご覧ください。

- ・申告書の書き方について
- ・申告書の書き方動画配信
- ・保険率・一般拠出金について などを掲載しています。

労働保険年度更新に係るお知らせ



年度更新申告書の提出は、「電子申請」にてお願いします。

年度更新手続きは電子申請利用が便利です!!

○労働保険の電子申請手続きは「e-Gov」(<https://shinsei.e-gov.go.jp/>)から行うことができます。

○労働保険関係手続(一部手続を除く)は、G ビズID を利用して手続することができます。

電子申請手続 e-Gov



○厚生労働省 HP「労働保険関係手続の電子申請について」をご覧ください。

- ・労働保険の電子申請に関する詳細は特設サイト
 - ・電子申請未利用事業アドバイザー事業について
 - ・労働保険の電子申請説明動画
 - ・労働保険関係手続の電子申請にかかる基本的な流れ
- などを掲載しています。

労働保険関係手続の電子申請について



労働保険の電子申請が義務付けられている特定法人(※1)は、来年度(令和8年度)の年度更新から申告書の送付がなくなります。

(※1) ・資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する拠出金の額が1億円を超える法人

- ・相互会社(保険業法)
- ・投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律)
- ・特定目的会社(資産の流動化に関する法律)

問合せ先：三重労働局総務部労働保険徴収室 (059-226-2100)